

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成19年5月22日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
三豊市仁尾町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (畑かん補修事業)	仁尾地区	平成19年3月20日
〃	香川用水非受益地域用水確保 事業(ため池改修事業)	大正池地区	平成19年1月16日
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業)	松兼池地区	平成19年3月20日